広島県告示第九百二号

令和元年広島県告示第七百五十六号（広島県立総合リハビリテーションセンターにおける手数料）の一部を次のように改正し、令和六年十月七日から施行する。

令和六年十月七日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前				改正後			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	
予防接種料				予防接種料			
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	
B型肝炎				B型肝炎			
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	
				五種混合	一回につき	一九、六四〇円	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	
健康診断料又は予防接種料				健康診断料又は予防接種料			
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	